

(追加分)

(問 31) 事業者から交付金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方が如何。

(答) 交付金は、介護報酬と異なり、本来全額を介護職員の賃金にあてることを支給の要件としているものであり、債権譲渡することは適当ではない。都道府県におかれては、介護事業者に対し、その趣旨を十分に説明し債権譲渡しないよう指導されたい。

(問 32) E P Aによる介護福祉士候補者が介護職員処遇改善交付金の対象となるのか。

(答) E P Aによる介護福祉士候補者と受入れ機関との雇用契約の要件として「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること」とされていることに鑑み、E P Aによる介護福祉士候補者が介護業務に従事している場合、介護職員処遇改善交付金の対象となる。